

私たちの活動に対するあなたの共感と善意をお待ちしております。

寄付の方法

寄付申込書による寄付



法人（団体）一口 5,000 円
個人 一口 1,000 円

募金箱による寄付



イベントなどで設置します。（金額自由）

寄付金付自動販売機による寄付



収益の一部を公益事業に活用させていただきます。
対象となる自動販売機に表示しております。

寄付の税制優遇措置（*特定寄付金）

個人の場合

優遇1 所得控除

所得控除額 = 寄付金額 - 2 千円

*対象となる寄付金額は総所得金額の40%が限度

優遇2 住民税（県民税）控除

税額控除額 = [(寄付金額) - 2 千円] × 4%

*対象となる寄付金額は総所得金額の30%が限度

優遇3 住民税（市税）控除

税額控除額 = [(寄付金額) - 2 千円] × 6%

*対象となる寄付金額は総所得金額の30%が限度

*特定寄付金とは

国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対して支出する寄付金で、寄付者は一定の所得税控除が受けられます。

法人の場合

特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- ① 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- ② 特別損金算入限度額

$$\left(\begin{array}{l} \text{資本金等の} \\ \text{額} \end{array} \times \frac{\text{当期の} \\ \text{月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \frac{\text{所得の} \\ \text{金額}}{100} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含まれます。

令和3年4月1日現在

税額控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

詳しくは、住民票所在地の税担当課、および税務署でご確認ください。